

広報カレンダー

町のホームページアドレス <http://www.town.kuzumaki.iwate.jp>
 役場の各種手続きの方法やサービス、町のイベント情報、
 広報くすまきなどをインターネットでご覧いただけます。

2月 きさらぎ February			
日	曜	主な行事	時間 場所
1	水	サイレン点検日	正午 町内
2	木	いきいきスポーツ大学⑨ なかよし広場	13:30~ 9:00~11:30 社会体育館 保健センター
3	金	妊婦歯科講話	10:00~ 保健センター
4	土	第4回くすまき高原牧場冬 まつり(～5日)	10:00~15:00 プラトー
5	日	第21回子どもスポーツ交流 大会	9:30~ 社会体育館
6	月		
7	火	子育てサロン	10:00~12:00 保健センター
8	水	3歳児健康診査	13:00~ 保健センター
9	木	いきいきスポーツ大学⑩ なかよし広場	13:30~ 9:00~11:30 社会体育館 保健センター
10	金	心配ごと相談	9:00~12:00 保健センター
11	土	建国記念の日	
12	日	第7回町ソフトバレーポ ール交流大会	9:30~ 社会体育館
13	月		
14	火	子育てサロン	10:00~12:00 保健センター
15	水	乳児健診・離乳食相談	13:00~14:00 保健センター
16	木	やまどり号巡回 いきいきスポーツ大学⑪ なかよし広場	13:30~ 9:00~11:30 江刈・北部方面 社会体育館 保健センター
17	金	やまどり号巡回 町民法律相談	10:30~15:00 五日市・馬淵・江刈川方面 総合センター
18	土		
3月 やよい 弥生 March			
1	木	サイレン点検日 なかよし広場	正午 9:00~11:30 保健センター
2	金		
3	土		
4	日	第33回町隣接市町村親善バ レーボール大会	9:00~ 社会体育館
5	月		
6	火	子育てサロン	10:00~12:00 保健センター
7	水		

広告

従業員募集

葬祭全般を行う従業員(男性)を
募集しています

(有) 東北典礼社

葛巻町下町 電話 66-2025 FAX 66-2023

- ・正社員 1人 (月額 160,000円～)
 - ・臨時社員 2人 (時給 750円～)
- 普通自動車免許が必要。
できればパソコンのできる人(できなくても可)。

ぼく 虫歯ゼロ わたし

1月11日の幼児歯科健康診査
で、虫歯がなかったお友達です。



ふゆさわ りか
冬澤 里香ちゃん
(6歳・寺田)



むらた りん
村田 凜ちゃん
(6歳・寺田)

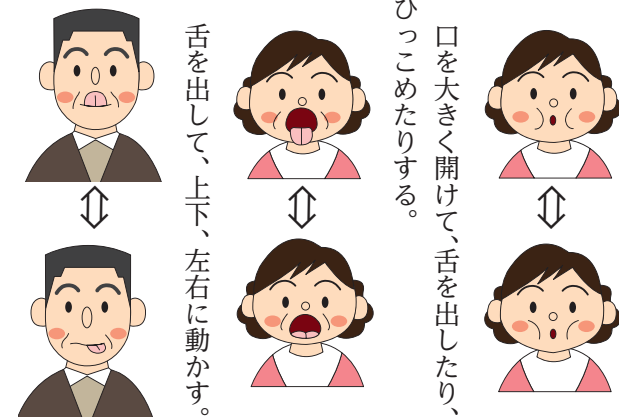
お口には、「食べる」「話す」「表情をつくる」などさまざまな機能があります。しかし、年齢を重ねていくと、食べ物がかみにくくなったり、ものが飲み込みにくくなるなど、お口の機能も衰えていきます。

口の寝たきりとは？

口臭が気になる、入れ歯の調子が悪い、食べ物がおいしく感じられない、何となく元気が出ない、人と話す機会がないなど感じる人は「口の寝たきり」の心配があります。

口の寝たきりになると、口の中が不衛生になりやすく、誤嚥性肺炎などを起こしやすくなります。

また、ご飯を食べる機能が低下するので、栄養状態も悪くなり、身体機能の低下を招き、閉じこもりの心配



お口のケアで
元気歯つらつ

も出てきます。そうならないためにも「健口体操」と「お口の手入れ」を行いお口の健康を保ちましょう。

簡単にできる健口体操

献血にご協力ください

日時 2月23日(木)

時間・場所

- ① 10:00～11:00 J A 新いわて葛巻中央支所前
- ② 12:30～13:30 高砂荘前
- ③ 15:00～16:00 役場前

日本脳炎の予防接種お済みですか？

平成7～18年度生まれのお子さんの保護者の人は、母子手帳を確認し、接種回数が不足している場合は、早めに接種させてください。転入した人、予診票を紛失した人は、下記までご連絡ください。

健康福祉課健康係 ☎66-2111 内線157

一人親家庭の手当手続き忘れずに

18歳までの子どもがいる夫婦が離婚によって母子家庭、父子家庭になったり、未婚の女性が出産し母子

お口の健康を保つためのお手入れ方法

- ① 毎食後の歯みがき
歯ブラシだけでなく、歯間ブラシ、糸ようじなども使ってみましょう。
- ② 入れ歯ははずし、すみずみまで入れ歯の裏側などは、特に汚れがつきやすいところなのでしっかり磨きましょう。
- ③ ときには舌もみがく
舌が汚れていると味を感じにくくなったり、口臭の原因にもなるので、歯ブラシでやさしく磨きましょう。
- ④ かかりつけの歯医者を見つければ、入れ歯の調子の相談や定期健診を受けてお口の健康を保ちましょう。

「対象となる場合」

▼ 父母が離婚し一人親家庭となったとき
▼ 父母のどちらかが死亡し一人親家庭となったとき(遺族年金を受給できる場合など、対象外になることがあります)
▼ 未婚女性が出産し一人親家庭となったとき

【手当の額】

手当の額は、受給資格者やその家族の所得、子どもの人数で決められます。子ども1人の場合 ▼ 全額支給：月額41720円 ▼ 一部支給：月額41720円、9850円 ※子ども2人目は50000円、3人目以降1人につき30000円を加算。所得により、全額支給停止となることもあります。

この手当は、申請の翌月から支給されます。離婚や子が出生した時点でさかのぼって支給されません。

健康福祉課 福祉係 ☎66-2111 (内線152)